

大阪狭山市建設工事等入札参加有資格者の指名停止措置一覧表

令和7年4月25日現在

番号	商号又は名称	郵便番号	所在地	登録区分	指名停止措置期間	措置要件	備考
1	株式会社銭高組 大阪支社	5500005	大阪市西区西本町二丁目2番4号	工事	令和4年6月7日から 令和7年6月6日まで	大阪狭山市建設工事等指名停止要綱 別表第2(第2条関係) (重大な独占禁止法違反行為等) (12) 公共工事等に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき(当該公共工事等に、その契約金額が国の政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。) イ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
2	アイサワ工業株式会社 大阪支店	5300022	大阪市北区浪花町12番24号	工事	令和4年6月7日から 令和7年5月16日まで	大阪狭山市建設工事等指名停止要綱 別表第2(第2条関係) (重大な独占禁止法違反行為等) (12) 公共工事等に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき(当該公共工事等に、その契約金額が国の政府調達に関する協定(平成7年条約第24号)の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。) イ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はそれらの使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
10	パナソニックEWエンジニアリング(株) 近畿支店	5400001	大阪市中心区城見二丁目1番61号	工事/物品	令和7年2月25日から 令和7年5月24日まで (3月)	大阪狭山市建設工事等指名停止要綱 別表第2(第2条関係) (建設業法違反行為等) (16) 次のア又はイに掲げる請負契約に係る工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 市契約工事等以外の公共工事等	
11	ジェイエムシー株式会社 大阪支店	5410048	大阪市北区梅田三丁目2番2号 JPタワー大阪12F	物品購入・業務委託等	令和7年4月21日から 令和7年7月20日まで (3月)	大阪狭山市建設工事等指名停止要綱 別表第1(第2条関係) (契約違反等) (4)第2号に掲げる場合のほか、市契約工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	